

鹿児島県観光振興基本方針

—「観光立県かごしま県民条例」に基づく基本方針—

[令和2年3月]



鹿児島県

KAGOSHIMA PREFECTURE TOURISM PROMOTION BASIC POLICY

目次

第1	基本的な考え方	P 1
1	「観光立県」の意義	P 1
2	策定の背景・趣旨	P 2
3	基本方針の性格	P 2
第2	本県観光を取り巻く現状と課題	P 3
1	本県観光を取り巻く現状	P 3
2	「観光立県かごしま」の実現に向けた課題	P 6
第3	「観光立県かごしま」の実現に向けた目標	P 8
1	基本目標	P 8
2	推進期間	P 8
3	数値目標	P 9
第4	「観光立県かごしま」の実現に向けた取組指針	P 10
第5	「観光立県かごしま」の実現に関する施策	P 12
1	施策の体系	P 12
2	施策の方向	P 13
3	施策の展開	P 22
第6	「観光立県かごしま」の実現に向けて	P 31
1	推進体制	P 31
2	進行管理	P 31

第1 基本的な考え方

1 「観光立県」の意義

本県は、魅力ある観光資源や多様な「日本一」、安心・安全で豊富な「食」、豊かな自然環境など、多くの魅力や強み(ポテンシャル)を有しています。これらの恵まれた資源を再認識するとともに、更に磨き上げることで、県勢の発展に役立てていくことが必要です。

特に、観光は、農林水産業、商工業など関連する産業の裾野が広い総合産業であり、観光振興による交流人口の拡大が、雇用機会の創出や増大などにつながり、地域全体に大きな経済効果をもたらす原動力となり得るものと期待されます。

さらに、様々な観光振興の取組を通じて、自らの地域の自然環境や景観、歴史・文化などを見つめ直し、地域の魅力を再認識しながら、「来て見て感動するまちづくり」を進めることにより、持続可能で発展的な地域社会づくりにつながることを期待されます。

このように観光振興を図ることにより、豊かで活力ある地域社会づくりを実現し、地域経済の持続的な発展を目指す、これが「観光立県」の意義であり、県、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体が一体となって、県下各地域において、他に誇れる地域社会づくりを着実に進めていくことが「鹿児島に生まれてよかった。鹿児島に住んでよかった。」と実感できる鹿児島の実現に大きく寄与するものと考えられます。

こうした「観光立県」の意義を踏まえ、その実現に関する施策の推進に当たっては、企業活動と同様に、観光需要の的確な把握と、需要に応じた観光商品の開発や市場に対する効果的な誘客活動など、戦略的な取組を進めていくことが必要であると考えられます。



屋久島(世界自然遺産)

鹿児島市街と桜島

旧鹿児島紡績所技師館(世界文化遺産)

2 策定の背景・趣旨

県では、平成21年3月に、県民一人一人が「観光立県」に対する理解を深め、担い手としての認識を育み、県、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体の共生・協働による「観光立県」の実現に向けて、それぞれの役割や施策の基本となる事項を定めた「観光立県かごしま県民条例」（以下「条例」という。）を制定しました。

また、平成30年3月に、中長期的な観点から鹿児島県の目指す姿や施策展開の基本方向などを明らかにし、県民と共有するため、「かごしま未来創造ビジョン」を策定し、観光においては、「観光維新 鹿児島県の創造」を掲げ、おおむね10年後の将来像を「世界遺産などの観光資源の戦略的な情報発信、魅力ある癒やしの観光地づくりや観光客の受入体制整備などの効果が発揮され、「来て、見て、感動する鹿児島」として、国内外から観光客が集まる観光地」としています。

鹿児島県観光振興基本方針（以下「基本方針」という。）は、平成21年度に条例に基づく「鹿児島県観光立県推進会議」での協議及び県議会での議決を経て、平成22年度から平成26年度までを推進期間として策定しました。さらに、平成26年度には、平成27年度から平成31年度までを推進期間とする現行の基本方針を策定し、現在、各種施策を推進しているところです。

県では、「かごしま未来創造ビジョン」における将来の本県観光の姿を踏まえながら、「観光立県かごしま」の実現に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、現行の基本方針に引き続き、次期基本方針を策定し、この基本方針に基づき、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体と一体となって、オール鹿児島で「観光立県かごしま」の実現を目指した施策を進めていきます。

3 基本方針の性格

基本方針は、「かごしま未来創造ビジョン」におけるおおむね10年後を見据えた本県観光の姿を踏まえながら、条例に定める基本理念等に基づき、「観光立県かごしま」の実現に向けた施策の方向を示すものです。

また、基本方針は、県、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体が、相互に特性や役割を認識し、尊重し合いながら、一体となって「観光立県かごしま」の実現に向けた施策に総合的かつ計画的に取り組むためのよりどころ（指針）となるものです。



第2 本県観光を取り巻く現状と課題

1 本県観光を取り巻く現状

① 社会環境の変化

社会全体として、人口減少や少子・高齢化等が進行していく中で、地域の活性化につなげる方策として、観光振興による交流人口の拡大が求められています。観光は「地方創生」への切り札であり、成長戦略の柱として、これまで以上に大きな期待が寄せられています。

国内旅行市場は、成熟化・多様化しており、様々なテーマをもった旅行や滞在型メニューの開発、地域素材の掘り起こし・商品化等により様々なニーズに対応していくことが必要です。

国では、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」や「2025年大阪・関西万博」の開催に先駆け、戦略的なビザ緩和、免税制度の拡充、出入国管理体制の充実、航空ネットワークの拡大、住宅宿泊事業法の施行など、大胆な改革を行ってきました。平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では、令和2年の訪日外国人旅行者数4,000万人、訪日外国人旅行消費額8兆円などの目標が掲げられており、平成30年の訪日外国人旅行者数は3,000万人を超えるなど、インバウンド*が急速に拡大しています。

一方で、日韓関係の悪化により、令和元年8月から、韓国からの訪日観光客が大幅に減少するなど、国際情勢の変化による影響もみられるところです。

また、高度な情報化や技術革新が進んでおり、観光に関する情報収集の形態に劇的な変化が見られ、個人観光客の増加などによる観光客のニーズの多様化が進んでいることが明らかになってきています。

このような社会環境の変化の中で、本県の観光振興施策の効果を最大化するためには、多様な観光スタイルへの的確な対応と、時機を捉えた施策の展開、国内外との交流の促進が重要です。

※ インバウンド：インバウンド (inbound) とは、外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行を指す。



鹿児島市街と桜島

石橋記念公園

天文館

② 本県観光の動向

本県は、南北約600キロメートルに及ぶ広大な県土の中に、美しい豊かな自然環境や良好な景観、良質で豊かな温泉、個性ある歴史・文化、伝統工芸など多様で特色のある優れた資源や、恵み豊かな^{おい}美味しい食の魅力にあふれ、多彩で優れた一流の素材に恵まれています。

また、これらの地域資源は「健康・癒やし・長寿」のために有益であり、世界的規模で健康志向が高まっている中、「鹿児島県のウェルネス」としてブランド化し、国内外に効果的に発信することは、国内外との様々な交流を促進する可能性を有しています。

平成29年3月に奄美群島が国立公園に指定され、平成31年2月には奄美の世界自然遺産登録に向けて、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の推薦書が国からユネスコへ提出されたほか、平成30年11月には「甌島のトシドン」、「薩摩硫黄島のメンドン」、「悪石島のボゼ」が来訪神：仮面・仮装の神々としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。また、令和元年5月には県内各地の武家屋敷群「麓」地区等で構成される「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群「麓」を歩く～」が日本遺産に認定されたほか、令和2年3月には復元工事が行われている鶴丸城御楼門が完成するなど、改めて鹿児島県の自然・文化・歴史の価値が高まっています。

こうした魅力ある多彩な観光資源等を背景として、LCC*の新規就航などの効果もあり、延べ宿泊者数については、平成28年の熊本地震による落ち込みは見られたものの、平成26年以降も堅調に増加しています。特に、平成30年は、大河ドラマ「西郷どん」の放送、明治維新150周年イベント等の効果もあり、過去最高の約886万人を記録しました。

※ LCC:「Low Cost Carrier: 格安航空会社」の略。



霧島山

開聞岳とひまわり

鶴丸城跡

このうち、インバウンドについては、アジアを中心とした直行便の増便等により延べ宿泊者数が毎年過去最高を更新し、平成30年には平成25年の約3.8倍に当たる約83万人となり、著しく増加しています。また、クルーズ船の寄港回数も増加し、平成30年の本県に来訪したクルーズ船乗客数は過去最高の30万6千人を記録しています。

現在、利用者数の増加により狭隘化が進んでいた鹿児島空港国際線ターミナルビルの増改築や、鹿児島港マリポートかごしまにおける22万トン級のクルーズ船が接岸可能な新たな岸壁の整備など、鹿児島から世界につながる空と海のメインゲートの整備が着実に進められており、今後もインバウンドの増加が期待されます。

また、平成31年4月に、大隅地域のスポーツ合宿の拠点施設として、世界水準の陸上競技トレーニング施設である「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」の供用を開始しました。このほか、鹿児島を本拠地とするプロスポーツチームの活躍により、ホーム戦における集客・賑わいの創出、アウェイ戦における本県のPR、地域活動の盛り上がりが見られるなど、スポーツを通じた国内外からの交流人口の増加が期待されます。

さらに、令和2年には、「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会」が開催され、奄美の世界自然遺産登録が期待されるなど、本県の観光は更に大きく飛躍するチャンスを迎えており、この機会を的確に捉え誘客につなげることが重要です。

そのためには、魅力ある地域の素材を生かし、多様化する観光客のニーズを的確に捉えながら、県、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体が一体となって、観光振興に取り組む必要があります。



マリポートかごしま

大島海峡

県鳥 ルリカケス

2 「観光立県かごしま」の実現に向けた課題

県では、これまでも観光振興を県政の重要な柱の一つとして位置付け、様々な施策の展開に努めてきていますが、「観光立県かごしま」の実現に向けて次のような課題に対し、更に取り組む必要があります。

① 多様なニーズに対応した地域の観光資源の更なる活用

価値観の多様化や個人のライフスタイルの変化とともに、本物志向や知的好奇心を満たす観光、地域の人や生活・文化に触れながら、五感で魅力を味わう体験型観光、個人の趣味・嗜好に応じたテーマ別観光、自然環境等への理解を深め、その保全について学ぶ観光など、観光の形態や目的はますます多様化しています。

今後、更なる人口減少が進むことが見込まれる中で、観光振興による交流人口の拡大を図っていくためには、多様な観光ニーズに対応した着地型旅行商品などの観光メニューの拡充、新たな地域資源の発掘など、地域の主体的な取組を強化して、魅力ある観光地づくりを推進していく必要があります。

② 総合産業としての観光の確立

観光は、宿泊業や旅行業をはじめ、農林水産業、製造業、運輸業、小売業など幅広い業種との関連が深い総合産業であり、本県の産業の主要な柱です。

観光を産業の中核に位置付け、地域経済の持続的な発展につなげていくためには、観光施設や宿泊施設など観光関係事業者による観光客への直接的なサービスの提供の向上にとどまらず、食の安心・安全、健康・本物志向など多様なニーズ等にも対応し、県産農林水産物やそれらを活用した加工品等のPR、ホスピタリティ(心のこもったおもてなし)の提供に至るまで、戦略的な取組を一層推進していく必要があります。

③ 観光振興と環境保全の両立

世界自然遺産の屋久島や、令和2年度に世界自然遺産登録を目指す奄美大島及び徳之島をはじめ、本県の魅力ある、美しい自然景観や豊かな生物多様性は、重要な観光資源であると同時に、身近な生活様式や食文化などを支え、地域に固有の文化を育み、情緒豊かな景観を形成するなど、今なお鹿児島らしさを伝える貴重な財産です。

持続的かつ競争力の高い観光地づくりを実現していくためには、本県の魅力ある自然環境を体感したいと訪れる観光客のニーズを踏まえ、同時に、観光客の滞在・行動が環境に悪影響を及ぼさないよう、観光振興と環境保全の両立を図る必要があります。



指宿たまたま箱温泉

鹿児島黒毛和牛

屋鈍ビーチ

④ マーケティングに基づく効果的なプロモーションの展開

本県は、南北約600キロメートルに及ぶ広大な県土の中に、美しい自然環境が織り成す四季折々の情緒豊かな景観、奥深い歴史を感じさせる名所、良質で豊かな温泉などの多彩な観光資源に恵まれています。本県観光のイメージの形成や向上のためには、こうした魅力を発信する取組を統一性を持たせながら戦略的に展開していく必要があります。

また、近年の高度な情報化や技術革新に伴い、誰でも様々な情報を容易に入手・発信できる社会が到来し、個人の価値観が多様化する中で、団体旅行から個人旅行へのシフトが進み、個人の趣味・嗜好に応じて観光客のニーズも多様化しています。ビッグデータ等の情報を分析し、精緻なマーケティングを行い、国内外の観光客の嗜好をしっかりと捉えた戦略を構築し、効果的なプロモーションを行っていく必要があります。

⑤ 広域的な連携による誘客の強化

交通基盤の整備等に伴い、観光客の行動範囲が拡大してきているため、県本土と離島、薩摩半島と大隅半島又は離島間を結び、さらには県域を越えた広域観光ルートなどの定着・開発が求められています。特に、九州全体で連携した取組は、インバウンドへの訴求の面からも重要になっています。また、主要な交通拠点から各観光地への乗継ぎなど二次・三次の交通アクセスの更なる利便性の向上のための取組も求められています。

⑥ 外国人観光客の誘致拡大と受入体制の充実

特に、アジアでは急激な経済発展とともに急速な国際交流が進展しつつあり、こうした時代の大きな流れに連動して、競争力ある地域を築いていくためには、経済・文化などの分野における交流を維持・拡大していくことが重要です。

また、我が国の人口減少が進む中で、交流人口の拡大が地域活力の強化にとって欠かせないことから、東アジア諸国に近接している本県の地理的優位性を生かし、成長を続けるアジアを中心に外国人観光客の来訪を促進するための誘致や、文化・慣習などの違いに配慮しながら、ニーズに対応したきめ細かな受入体制の整備を官民一体となって一層強化していくことが重要です。

⑦ おもてなしの向上や観光を支える担い手の育成・確保

「観光立県かごしま」の実現に当たっては、ホテル・旅館従事者や通訳ガイドなど、観光を支える担い手の育成・確保が必要です。また、観光ボランティアガイドの活動など、県民が観光振興に関する取組に参画できる機会の充実に努めるとともに、県民一人一人が、郷土の自然環境、歴史・文化など鹿児島らしい魅力を再認識し、「まごころ」のこもったおもてなしを県民総ぐるみで一層展開していくことが求められます。

また、県内各地域では、地域が主体となった地域づくりが進められてきていますが、こうした活動がより一層活発化し、県民参加型の観光推進の気運を更に高めるためにも、地域づくりをリードする人材や組織を育成していく必要があります。



ムシロ瀬

桜島フェリー

プロモーション

第3 「観光立県かごしま」の実現に向けた目標

1 基本目標

本県を取り巻く現状や課題、「かごしま未来創造ビジョン」を踏まえ、おおむね10年後を見据えた観光かごしまの姿として、基本目標を次のとおり掲げます。

来て、見て、感動、世界を魅了する観光王国

“KAGOSHIMA”づくり

2 推進期間

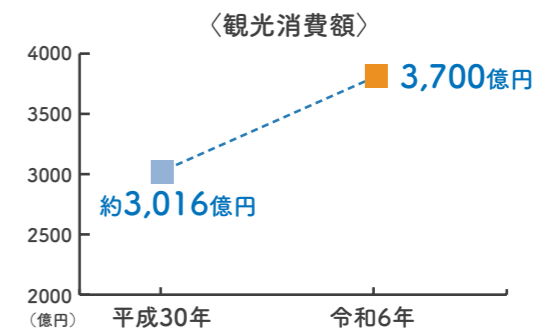
長期的には、おおむね10年後を見据えた観光かごしまの姿として1の「基本目標」の実現を目指しながらも、この基本方針では、今後、おおむね5年間に取り組むべき施策の方向を掲げることとし、その推進期間を次のとおりとします。

令和2年度から令和6年度まで
5年間

3 数値目標

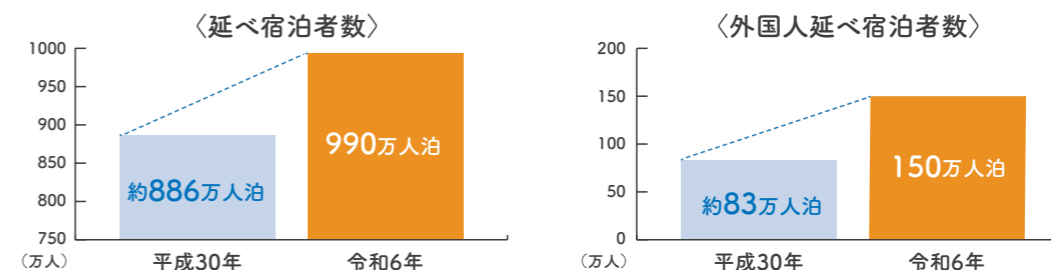
① 価値を高める。

本県観光の価値を高め、観光振興による地域経済への波及効果を拡大するため、全国共通の基準による観光統計(観光庁「観光入込客統計」)の指標等を用いて、次のとおり数値目標を設定します。



② 宿泊者数を増やす。

全国共通の基準による観光統計(観光庁「宿泊旅行統計調査」)の指標を用いて、次のとおり数値目標を設定します。



目標項目	目標年(令和6年)	参考(平成30年)
① 延べ宿泊者数	990万人泊	約886万人泊
② ①のうち外国人延べ宿泊者数	150万人泊	約83万人泊

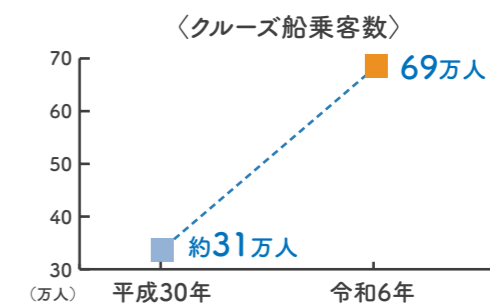
(参考)観光庁 宿泊旅行統計調査(平成30年[平成30年1月～12月])

① 延べ宿泊者数/8,864,320人泊(全国20位)(対前年比111.0%、増加率全国6位)

② うち外国人延べ宿泊者数/830,540人泊(全国20位)(対前年比111.6%、増加率全国30位)

③ クルーズ船による観光客を増やす。

クルーズ船の誘致を推進するため、本県に寄港したクルーズ船の乗客数を指標として、次のとおり数値目標を設定します。



④ 観光客の満足度を高め、リピーターを増やす。

観光客の動向を把握するため、県内の主要な観光地を対象に実施している統計調査の指標を用いて、次のとおり数値目標を設定します。



第4 「観光立県かごしま」の実現に向けた取組指針

観光を担うのは地域であり、観光に限らず、多様な事業や活動を行う様々な主体が、あるべき地域の姿や目的意識を共有し、業種の枠を超えた連携を図りながら、地域づくりを進めていくことが重要となります。

こうしたことから、「観光立県かごしま」を実現するための基本的な視点として、次の5つの取組指針を掲げます。

観光を担う全ての担い手が、こうした地域を基軸とした視点を共有し、それぞれの役割を果たすことが求められます。

1 地域をデザインする

- 地域の自然や景観、歴史・文化、食、伝統芸能など、地域固有の資源を見極め、観光の観点から、その魅力を掘り下げる。
- 地域の特性を生かした物語性、テーマ性のある旅など、地域の魅力を高める多様な観光メニューの構築を目指す。



尚古集成館 (世界文化遺産)

2 地域を発信する

- 地域イメージと、その表現の在り方について、地域が共通認識を持ち、方向性のある情報発信を行う。
- 何を誰にどのような手段で伝えるかを明確にして、地域の魅力を戦略的に発信する。



ガイドブック

鹿児島県観光サイト

3 地域をつなぐ

- 地域内における連携として、地域内の組織間、産業間の連携や、その地域に住む人と人との結び付きを強め、新たな地域の魅力の創造につなげる。
- 地域間の連携として、地域間をつなぐ交通アクセスの整備・充実、広域観光の取組などを推進し、各地域が相互に補完し合いながら、圏域全体の魅力を高め、相乗的に各地域の底上げにつなげる。



鹿児島市電

4 地域でもてなす

- 訪れる誰もが、安心して観光を満喫し、再び訪れたいと感じてもらえる観光地を目指して、観光客を温かく迎えるおもてなしの心を育み、地域全体に広げる。
- 「人こそ重要な地域資源である」という認識に立ち、地域に根ざした特色ある郷土教育の推進を図るなど、地域の魅力を語れる人材の発掘・育成を進める。
- 観光客が求める情報やサービスの提供、案内機能の充実など、観光客のニーズに対応した受入環境を地域全体で整える。



手旗で歓迎



薩摩くんしえるじゅ

5 地域の環境を守る

- 自然資源を生かした観光利用や観光地づくりを行う際には、地域に固有の資源である自然景観や生物多様性の保全を図り、持続可能な利用に努める。
- 自然環境だけでなく、住み慣れた生活環境などを含め、身近に奥深い歴史・文化などに触れることができ、「鹿児島に住んでよかった。」と実感できる居住環境を守るとともに、「来て、見て、感動する」観光地として、観光客と地域の魅力を共感できる環境づくりにつなげる。
- 観光公害(オーバーツーリズム)が発生しないよう、事前に対策を講じる。
- 世界自然遺産として名高い屋久島をモデルとして、積極的に環境保全に取り組み、環境と調和した地域づくりの展開を図る。
- 令和2年度に世界自然遺産登録を目指す奄美大島及び徳之島を含む奄美群島においては、世界遺産としての価値が損なわれることのないよう、希少種の保護対策やモニタリング調査を行うなど、多様な自然の生態系を把握、保全する取組を進めるとともに、自然環境の保全と利用の両立を図るため、「奄美群島持続的観光マスタープラン」に基づき、利用のルール作成や受入体制の整備を進める。



縄文杉



金作原原生林



アマミノクロウサギ

第5 「観光立県かごしま」の実現に関する施策

1 施策の体系

第3の1の「基本目標」においては、「かごしま未来創造ビジョン」も踏まえ、おおむね10年後を見据えた観光かごしまの姿として基本目標を掲げていますが、「かごしま未来創造ビジョン」においては、その形成に向けた3つの取組の方向性が掲げられています。

基本方針においては、これら3つの取組の方向性を「施策の基本的方向」として位置付け、条例第2章で定める「観光立県の実現に関する基本的施策」をそれぞれに分類した以下のような体系に基づいて各施策を推進していきます。

※条例第2章の「観光立県の実現に関する基本的施策」においては、観光立県の実現に向けて、県が主体的に行う施策や、県が市町村・観光関係事業者等の主体的な取組に対し支援等を行う施策が定められています。



2 施策の方向

「観光立県かごしま」の実現に当たっては、本県の特性を生かした施策を推進すべきことから、次のとおり本県全体と県内各地域のそれぞれの見地から、その特性を踏まえた方向性を掲げます。

① 本県全体の特性と施策の方向

本県は、南北約600キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、日本で初めて世界自然遺産に登録された屋久島、さんご礁や希少な野生生物が見られる奄美群島をはじめとする特色ある島々、島々に沿って北上する黒潮、紺碧の鹿児島湾（錦江湾）に浮かぶ桜島や霧島等の活火山と多くのカルデラ、良質で豊かな温泉、緑あふれる森林などの多彩で豊かな自然環境を有しています。

また、明治維新を成し遂げた歴史や個性ある文化、大島紬や薩摩焼等の伝統的工芸品、鹿児島黒牛、かごしま黒豚、黒さつま鶏、黒酢、黒糖、焼酎といった豊富な食材などにも恵まれています。

こうした本県の豊かな生物多様性や自然環境、地域固有の歴史・文化等は、空間的な広がりのある本県の個性豊かで良好な景観を形成してきました。

このようなことから、県では、景観を含めた本県の豊富な観光資源である一流の素材を県民共通の財産として守り、活用し、新たな魅力の創出を図りながら、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体との共生・協働により、将来にわたって持続可能な観光地づくりを推進します。

また、世界に通用する「健康・癒やし・長寿」に有益な地域資源「鹿児島のウェルネス」をはじめとする本県の魅力を戦略的に情報発信し、国内外からの誘客を促進するとともに、観光客の受入体制の充実を図るなどオール鹿児島でのおもてなしを推進し、こうした施策全体で第3の1の「基本目標」の実現を図ります。

(参考)鹿児島県の地域特性

項目	単位	全国	鹿児島県	順位	備考
総面積	平方キロメートル	377,972	9,187	10	平成30年10月1日
離島面積(注)	平方キロメートル	7,650	2,476	1	2017年離島統計年報
離島数(注)	島	308	26	4	2017年離島統計年報
海岸総延長	キロメートル	35,307	2,643	3	平成29年3月31日
温泉源泉数	本	27,201	2,764	2	平成29年3月31日

(注)離島面積及び離島数は、離島関係特別法が適用される有人の離島面積及び離島数である。



屋久島

大島紬

マリンスポーツ

② 県内各地域の特性と施策の方向

次のとおり、本県を7つの地域に分けて、各地域のそれぞれの特性に応じた施策を推進します。



鹿兒島地域 鹿兒島市・日置市・いちき串木野市・三島村・十島村

◎ 地域の特性

- 雄大な国立公園の桜島を擁する波静かな鹿兒島湾(錦江湾)、東シナ海を一望できるサンセットライン・県立自然公園の吹上浜、三島・十島の島々等の豊かな自然環境や良好な景観
 - 明治維新の英傑達を輩出した歴史や、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「旧集成館」、日本遺産に認定された鹿兒島城(鶴丸城)跡、喜入旧麓及び串木野麓、令和2年3月に復元が完成する鶴丸城御楼門等の歴史的資源
 - 薩摩焼、薩摩切子等の伝統的工芸品
 - 本格焼酎、さつまあげ、かるかん、桜島大根、まぐろラーメン等の特産品
 - 六月灯、おはら祭、春祭大ハンヤ、妙円寺詣り、せつぺとべ、七夕踊り、悪石島のボゼ祭り、羽島の太郎太郎祭、硫黄島のジャンベ等の様々な伝統行事・イベント
 - かごしま水族館いおワールド、維新ふるさと館、美山陶遊館、薩摩藩英国留学生記念館、黎明館等の特色ある観光関連施設
- など魅力ある観光資源を有しています。

また、鹿兒島市を中心に、県都としての都市機能や九州新幹線、九州縦貫自動車道、南九州西回り自動車道、鹿兒島港などの交通基盤を活用した交流ネットワークの拠点としての機能を有しています。

◎ 施策の方向

地域の特性を踏まえ、県内観光の拠点として、「桜島・錦江湾ジオパーク」の世界ジオパーク認定に向けた取組を促進するとともに、「明治日本の産業革命遺産」や、「薩摩硫黄島のメンドン」、「悪石島のボゼ」といったユネスコ無形文化遺産、「健康・癒やし・長寿」に役立つウェルネス素材など、様々な資源を活用した観光地づくりを推進します。

また、陸・海の交通ネットワークの交流拠点として、教育旅行やスポーツキャンプ・合宿の誘致、鹿兒島港マリポートかごしま等へのクルーズ船の誘致や国内外に向けた積極的な誘客宣伝等に取り組めます。





南薩地域 枕崎市・指宿市・南さつま市・南九州市

◎ 地域 の 特性

- 県立自然公園の吹上浜砂丘、坊・野間のリアス式海岸（南さつま海道八景）、国立公園の開聞岳、池田湖及び知林ヶ島等の豊かな自然環境や良好な景観
- 清水磨崖仏、日本遺産に認定された加世田・知覧の武家屋敷群、知覧特攻平和会館、万世特攻平和祈念館、鑑真記念館、篤姫ゆかりの今和泉等の歴史的資源
- カツオ・かつお節、お茶、さつまいも、オクラ、長命草等の特産品や、これらを生かした枕崎鰹船人めし等のご当地グルメ
- 吹上浜砂の祭典やいぶすき菜の花マラソン等の様々なイベント
- 県立吹上浜海浜公園、フラワーパークかごしま、番所鼻自然公園（県指定名勝及び天然記念物「番所鼻の溶結凝灰岩の環状プール群」）、唐船峡そうめん流し、西大山駅、枕崎駅等の特色ある観光関連施設
- 天然砂むし温泉や粒子線がん治療施設等のヘルスツーリズム関連資源など魅力ある観光資源を有しています。

また、県都鹿児島市に隣接する地理的条件に加え、観光列車「指宿のたまて箱」が走るJR指宿枕崎線、山川・根占フェリー、南薩縦貫道、指宿スカイラインなど、広域的な連携・交流を支える交通基盤の整備がなされており、豊富で多様な温泉、魅力ある食、おもてなしの心あふれる人等を活用した広域連携による滞在型観光の推進に適した地域の特性を有しています。

◎ 施策 の 方向

地域の特性を踏まえ、豊かな自然や良好な景観、特色のある歴史的資源等を生かした観光地を整備するとともに、他の地域とも連携した広域周遊観光ルートの確立等を図るなど、ウェルネスをテーマとした滞在型観光等を推進します。

また、観光列車への手振り等、住民参加のおもてなしの各種取組を官民一体となって広域的に展開するとともに、国内外に対する誘客宣伝等に積極的に取り組みます。



吹上浜砂の祭典



番所鼻自然公園



茶畑



かつお節の天日干し



いぶすき菜の花マラソン



知覧武家屋敷群



北薩地域 阿久根市・出水市・薩摩川内市・さつま町・長島町

◎ 地域 の 特性

- 県指定名勝の牛之浜海岸をはじめ東シナ海に面した変化に富んだ海岸線、国立公園の長島や国定公園に指定された甌島などの島々が織り成す景観
- 九州三大河川の1つである川内川、ラムサール条約に基づき国際的に重要な湿地として指定された県立自然公園の蘭牟田池、阿久根大島、温泉等の豊かな自然環境
- 出水平野のツルや奥薩摩のホタル
- 日本遺産に認定された出水麓・入来麓等の武家屋敷群、電気通信の父と呼ばれる寺島宗則の旧家、戦時中の航空機の格納庫である掩体壕、永野金山跡等の歴史的資源
- プリ、タケノコ、キビナゴ、ウニ等の豊富な食材
- ユネスコ無形文化遺産である「甌島のトシドン」、川内大綱引、ながしま造形美術展等の様々な伝統行事・イベント
- にぎわい交流館阿久根駅、ツル博物館クレインパークいずみ・花公園、薩摩びーどろ工芸、県立北薩広域公園、国立天文台VERA入来観測局等の特色ある観光関連施設など魅力ある観光資源を有しています。

また、農林水産業を生かした都市住民との交流などが盛んな地域の特性を有しています。

◎ 施策 の 方向

地域の特性を踏まえ、ウェルネスをテーマとしたツーリズム、人や自然環境とのふれあいなど交流的な要素を取り入れた体験型観光等を推進するとともに、良好な景観や豊富な食材など特色ある資源を生かした広域的な観光地づくりを推進します。

また、九州新幹線や肥薩おれんじ鉄道、南九州西回り自動車道、北薩横断道路の活用と併せて、隣接する熊本県や県内他地域との連携を図りながら、地域全体が一体となった情報発信に取り組みます。



黒之瀬戸大橋と渦潮



出水のツル



川内大綱引



にぎわい交流館 阿久根駅



阿久根大島



ホタル舟



始良・伊佐地域 霧島市・伊佐市・始良市・湧水町

◎ 地域の特性

- 日本で最初の国立公園に指定された霧島山系が有する多種多様な植生や良質で豊富な温泉、ジオパークの美しい景観をはじめ、景勝地である新川渓谷、曾木の滝、丸池湧水、日本一の巨樹である蒲生の大クス等の豊かな自然環境
- 日本最古・最大級の集落遺跡である上野原遺跡をはじめ、霧島神宮や鹿児島神宮、歴史的な古道である白銀坂や龍門司坂、日本遺産に認定された蒲生麓等に加え、近代化産業遺産群である曾木発電所遺構や嘉例川駅、大隅横川駅がある肥薩線等の歴史的資源
- 龍門司焼をはじめとする薩摩焼、蒲生和紙、帖佐人形等の伝統的工芸品
- 黒酢や加治木まんじゅう等の特産品
- 初午祭や隼人浜下り、くも合戦、湯之尾神舞、田の神舞、太鼓踊り、アジアを代表する音楽祭である霧島国際音楽祭、龍馬ハネムーンウォーク等の伝統行事やイベント
- 上野原縄文の森、霧島アートの森、霧島国際音楽ホール(みやまコンセール)、県民の森等の特色ある文化・観光関連施設
- パラグライダーやカヌー競技の拠点、野球、サッカー、馬術等が実施できる多種多様な運動施設

など魅力ある観光資源を有しています。

また、豊かな自然環境を背景とする雄大な景観はもちろん、特色ある観光関連施設やイベントを核として芸術性・文化性にも優れた地域の特性を有しています。

◎ 施策の方向

地域の特性を踏まえ、火山や地震活動でできた特色ある地形を有する霧島ジオパークを生かした観光地づくりや教育旅行を含めたグリーン・ツーリズムをはじめ、トレッキングや森林セラピー、フットパスなど、癒やしや健康の増進等を提供するウェルネスをテーマとする体験型観光等を推進します。

また、鹿児島空港、九州縦貫自動車道、東九州自動車道、JR等が集中する交通の要衝としての利点を生かしながら、スポーツキャンプの誘致や芸術性・文化性の高いイベントの開催等により地域イメージを発信するとともに、交流人口の拡大を目指した活動に取り組みます。



霧島アートの森



龍門司坂



霧島とミヤマキリシマ



黒酢の壺畑



曾木発電所遺構



曾木の滝



大隅地域 鹿屋市・垂水市・曾於市・志布志市・大崎町 東串良町・錦江町・南大隅町・肝付町

◎ 地域の特性

- 国立公園の佐多岬や雄川の滝、広大な照葉樹林、国立公園のくいの松原、悠久の森、猿ヶ城渓谷、神川大滝等の豊かな自然環境・景勝地
 - 陸上競技に特化したトレーニング拠点施設である「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」や全国で唯一の国立の体育大学「鹿屋体育大学」における様々なスポーツ活動
 - 吾平山上陵、広く分布する古墳群、戦争遺跡、日本遺産に認定された志布志麓及び垂水麓等の歴史的資源
 - お釈迦祭りや弥五郎どん祭り、やぶさめ祭り等の伝統行事
 - ばら祭りやルーピン祭り、ドラゴンボートフェスティバル等の様々なイベント
 - かのやばら園、神川大滝公園、県立大隅広域公園、内之浦宇宙空間観測所、鹿屋航空基地史料館、輝北天球館等の特色ある観光関連施設
- など魅力ある観光資源を有しています。

また、豊かな自然が育んだ肉用牛、豚、ウナギ、カンパチ、ブリ、ピーマン、ばれいしょ等の農林水産物を生かした食の宝庫としての地域の特性を有しています。

◎ 施策の方向

地域の特性を踏まえ、大隅地域固有の食・自然・環境等多彩な魅力の掘り起こし、磨き上げを行い、ウェルネスをはじめとする様々な切り口で国内外に発信することで「おおすすめ」のイメージアップにつなげるとともに、自然や環境、ウェルネスをテーマとするツーリズムやグリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム等の体験型観光等を推進します。

また、東九州自動車道や都城志布志道路、大隅縦貫道、フェリー等を活用した他地域との広域的な観光ルートの形成等を進めるとともに、スポーツキャンプの誘致や、海外旅行者を含む個人旅行者の誘致に取り組みます。



佐多岬



柏原海岸のルーピン畑



高山やぶさめ祭り



鹿屋航空基地史料館



大根やぐら



千本イチョウ



熊毛地域 西之表市・中種子町・南種子町・屋久島町

◎ 地域の特徴

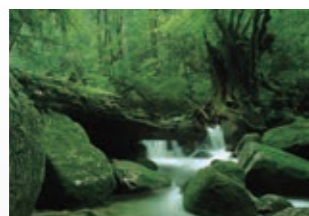
- 種子島における喜志鹿崎、門倉岬、マングローブ、ヘゴ自生群落、天女ヶ倉、長浜海岸、浦田海水浴場及び変化に富んだ美しい海岸線
 - 屋久島における宮之浦岳、縄文杉、白谷雲水峡、ヤクスギランド、大川の滝、千尋の滝等の雄大な自然
 - 古市家住宅、広田遺跡、如竹踊り等の歴史的・文化的資源
 - 種子鉄はまねや屋久杉製品等の伝統的工芸品
 - 安納いも、ニガダケ、トビウオ、サバ、トコブシ、マンゴー、ぼんかん・たんかん等の食
 - 種子島鉄砲まつり、サイクリング、オープンウォータースイミング等の様々なイベント
 - 地域資源である美しい海を生かしたサーフィン等のマリンスポーツ
 - 農林漁業体験、屋久島の里めぐり、種子島開発総合センター（鉄砲館）や屋久島環境文化村センター等の特色ある観光関連施設
- など魅力ある観光資源を有しています。

また、日本最大のロケット発射場である種子島宇宙センター、屋久島における世界自然遺産、ラムサール条約登録湿地、ユネスコエコパークなど、国際的にも名高い資源や施設を有し、特に、自然環境との共生や調和に優れた地域の特徴を有しています。

◎ 施策の方向

地域の特徴を踏まえ、豊かな自然環境、特色ある資源や施設を生かして、新たな観光スポットの整備や既存の観光施設の機能向上とともに、ウェルネスをテーマとするツーリズムやグリーン・ツーリズム、エコツーリズム等の滞在型観光等を推進し、人と自然環境が共生する個性豊かな観光地づくりを推進します。

また、種子島宇宙センターや世界自然遺産の国際的な知名度を生かしながら、種子島・屋久島両島が一体となった広域的な観光ルートの形成を進めるとともに、ジェットチャーター便やクルーズ船の誘致、各種媒体の活用や島外でのPR活動等による広報宣伝に取り組みます。



白谷雲水峡



大川の滝



種子島鉄砲まつり



種子島宇宙センター



浦田海水浴場



男淵女淵の滝



大島地域 奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町・喜界町・徳之島町・天城町・伊仙町・和泊町・知名町・与論町

◎ 地域の特徴

- 国立公園の金作原、大島海峡、湯湾岳、宮古崎、百之台、犬田布岬、ムシロ瀬、フーチャ、昇竜洞（県天然記念物の鍾乳洞）、百合ヶ浜等の亜熱帯性・海洋性の豊かな自然環境・景勝地、アマミノクロウサギ等の貴重な動植物
 - 本場奄美大島紬つむぎや黒糖焼酎等の特産品、トロピカルフルーツや鶏飯等の食
 - 諸鈍シバヤ、秋名アラセツ行事、与論十五夜踊り、島唄、八月踊り、闘牛、トライアスロン等の様々な伝統行事・イベント
 - 国指定史跡である宇宿貝塚や住吉貝塚等の歴史的資源
 - 奄美パーク・田中一村記念美術館、タラソ奄美の竜宮、黒潮の森マングローブパーク、奄美自然観察の森等の特色ある観光関連施設
- など魅力ある観光資源を有しています。

また、こうした魅力ある観光資源を背景として、癒やしにあふれる地域の特徴を有しています。

◎ 施策の方向

地域の特徴を踏まえ、世界自然遺産としての価値を有する貴重な動植物や海洋レクリエーション、島唄をはじめとする特色ある多様で豊かな自然と個性的な文化を生かした体験・滞在型観光等を推進し、沖縄県等との連携による世界自然遺産登録に向けた取組の中で、自然遊歩道等の整備など、人と自然環境が共生する癒やしあふれる観光地づくりを推進します。

また、奄美群島内外を結んだ周遊型観光など広域的な観光ルートの形成をはじめ、LCC等の就航やクルーズ船の誘致を進めるとともに、独特の食材やタラソセラピー（海洋療法）など「健康・癒やし・長寿」に役立つウェルネス素材の魅力の発信やスポーツキャンプの誘致等に取り組みます。



田皆岬



黒潮の森マングローブパーク



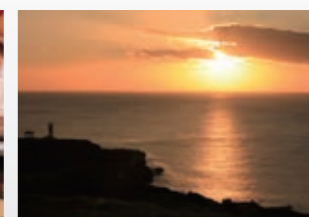
百合ヶ浜



サトウキビ畑の一本道



鶏飯



犬田布岬

3 施策の展開

第4の『「観光立県かごしま」の実現に向けた取組指針』を踏まえながら、県では、1の「施策の体系」に基づいて、次のとおり施策を展開します。

また、具体的な施策の展開に当たっては、SDGs(持続可能な開発目標)の理念及び17の目標を踏まえた実施に努めます。

※SDGs:「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略で、2030年までにさらに住みやすい世界を実現するための世界共通の目標として、国連に加盟するすべての国が採択した国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される。

1 魅力ある癒やしの観光地の形成

競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、地域ごとの特性を生かし、個性的で潤いのある街並み景観や沿道修景などハード面の整備を進めるとともに、地域の新たな観光資源の発掘に努め、自然や環境、人とのふれあい、健康や食をテーマとするツーリズム、農林水産業の着地型観光の促進などソフト面の取組と併せて、癒やしの観光地づくりを進めます。

また、観光地における環境の保全を図り、豊かな自然環境と共生する持続可能な観光地づくりに努めます。



霧島山トレッキング



かごしまカップボートセーリング

1 地域の観光資源の保全、活用及び創出

美しい豊かな自然環境や奥深い歴史を物語る文化財などの多彩で魅力ある地域の観光資源の保全に取り組むとともに、地域の創意工夫を生かしながら、産・学・官の連携により、多様な観光ニーズに的確に対応した鹿児島ならではの新しい旅行商品の創出と充実を図ります。

施策の展開例

- 個性を生かした各種イベントの促進
- 日本遺産など歴史的遺産や文化等の観光資源としての更なる活用の促進
- 地域の観光資源の魅力をつなぐ周遊型観光ルートの形成の促進
- 奄美の世界自然遺産登録を見据えた取組
- 国立公園等の自然環境を持続的に活用するツアープログラムの開発促進
- 港を生かした観光地づくりの推進
- 夜間の時間帯を活用した観光メニューの開発促進
- 地域密着の多様なまちづくり・地域おこしの促進
- 文化・芸術施設等の活用の促進

など

2 地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保

農林水産業や製造業など幅広い業種と密接に連携しながら、豊かな自然の恵みと先人の知恵に育まれた魅力あふれる地元素材を積極的に活用したメニュー開発や特産品づくりなど良質なサービスの提供を促進します。

また、世界遺産や一流の景観、食材など地域の魅力的な観光資源を生かし、長期滞在も可能なリゾート地の形成を図ります。

施策の展開例

- 世界遺産や一流の景観・食材を生かした長期滞在も可能なリゾート地の形成
- 生産者と観光関係事業者等が連携した地場農林水産物の活用の促進
- 安心・安全な「かごしまの食」の魅力づくり
- 県特産品の高付加価値化の促進
- ツアーガイドなど観光メニューの高付加価値化の促進

など

3 観光関係施設等の整備

観光客が訪問しやすく、ゆとりと潤いのある環境を整備するため、地域の特性を生かした個性的で潤いのある街並み景観の形成や沿道の整備等を推進するとともに、国内外を結ぶ交通ネットワークの形成促進を図ります。

施策の展開例

- 市街地環境、公園緑地、水辺環境等の整備など地域の特性を生かした個性的で潤いのある街並み景観等の形成の促進
- 外国人観光客等が楽しめる魅力ある観光地の整備促進
- 地域公共交通ネットワークの充実や高規格幹線道路等の整備など国内外を結ぶ交通ネットワークの利便性向上
- 観光関係施設の整備の促進
- 宿泊環境の多様化に併せて、地域の実情に応じた宿泊施設等の整備の促進

など



かごしま黒豚料理



みなと大通り公園ライトアップ



よりみちクルーズ

4 新たな観光旅行の分野の開拓等

四季折々の自然環境、歴史・文化など地域の特色ある観光資源を生かした着地型観光など、新たな分野の観光旅行を開拓・推進し、地域の人、生活・文化などとのふれあいを通じた多様な観光交流を促進します。

施策の展開例

- グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム、エコツーリズム、まち歩きなどの着地型・体験型観光や、産業観光をはじめとする新たな分野の観光旅行の推進
- 「健康・癒やし・長寿」などをテーマとしたウェルネスツーリズムの推進
- アニメツーリズム、酒蔵ツーリズム、サイクルツーリズム、インフラツーリズムなどテーマ別観光の推進 など



ケイピング(洞窟探検)



かつおわら焼きタタキ作り体験



インフラツーリズム(鶴田ダム)

5 観光地における環境の保全

奄美の世界自然遺産登録に向けた取組などをはじめ、生物多様性に富んだ美しい豊かな自然の観光資源としての保全と活用の両立を図り、持続可能な観光地づくりを推進します。

施策の展開例

- 自然環境との共生や多様なふれあいの推進として、
 - ・エコツーリズムの推進
 - ・自然環境の保全と適正な利用の推進に向けた自然歩道等の整備・管理
 - ・環境に対する意識やマナーの普及啓発 など
- 観光地における自然環境や野生生物の保護など環境保全活動の推進
- 保護区域や緩衝区域のゾーニングなど観光地としての適正な保全と活用の推進
- 自然公園等の保全・管理
- 観光公害(オーバーツーリズム)を防ぐ地域と調和した観光振興 など

2 戦略的な誘客の展開

マスメディア、インターネット、ソーシャルメディアなどの各種メディアの活用による効果的・戦略的な情報発信や旅行エージェント(旅行業者)等への対応、一般社団法人九州観光推進機構等と連携した広域的な取組の推進などにより、「KAGOSHIMA」の知名度を高め、観光客の来訪を促進します。

また、多くの外国人観光客が直接、鹿児島を訪れるよう、国際航空路線網の維持・拡充や新規路線の開設、国際チャーター便の就航の促進を図るほか、各種誘客により外国人観光客の来訪を促進します。



1 観光客の来訪の促進等

増加する個人客対策の強化など観光客のニーズに対応した旅行商品の拡充、誘客地域、対象を明確化した効果的な情報発信、セールスプロモーション活動の充実により、観光客の来訪を促進します。

また、南九州3県をはじめ九州・沖縄各県との一層の連携を図るとともに、市町村の広域的な連携を促進します。

施策の展開例

- 個人客の増加に伴い多様化する観光客のニーズに応じた情報発信
- 旅行エージェント(旅行業者)、航空会社、鉄道会社等との連携による宣伝・誘致活動の推進
- マスメディアなどを活用した全国的なPR活動の推進
- 拠点地域発の広域観光周遊ルートづくりなどによる広域観光の推進
- インターネットやSNSを活用した観光情報の発信
- 大都市圏等における観光物産展等の開催
- 本県を舞台とした映画・テレビ番組等を生かした誘客の促進
- 多彩なイベントを活用した誘客の促進
- MICE*(国際会議等)の誘致
- 教育旅行の誘致の促進
- 一般社団法人九州観光推進機構等や九州・沖縄各県、「明治日本の産業革命遺産」関係自治体等と連携した誘客活動の推進 など

* MICE: Meeting(会議・研修・セミナー)、Incentive tour(報奨・招待旅行)、Convention または Conference(大会・学会・国際会議)、Exhibition(展示会)の頭文字をとった造語で、ビジネスラベルの一形態のこと。

② スポーツキャンプ等の誘致

本県の温暖な気候や先進的な研究機関の立地等を生かしたスポーツキャンプ等の誘致活動等を推進し、スポーツを通じた交流人口の拡大を図ります。

施策の展開例

- スポーツキャンプ・スポーツ大会の誘致から歓迎まで一体となった取組の推進
(「ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅」の活用など)
- 国内外からのスポーツ合宿受入体制の整備
- プロスポーツ等の振興と交流の推進

など



ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅

プロスポーツ選手との交流

プロスポーツへの支援

③ 外国人観光客の来訪の促進等

本県の歴史的、地理的な特性を生かし、経済成長が著しいアジア地域を中心とした直行便市場や戦略的市場のほか欧米豪市場など、海外からの誘客の強化を図るため、ターゲットとする市場に応じた各種誘客促進に向けた取組を推進します。

また、南九州3県をはじめ九州・沖縄各県との一層連携した広域的な取組を促進します。

施策の展開例

- ターゲットとする市場に応じた効果的な誘客の展開
- 直行便市場(香港、台湾、韓国及び中国)での誘客対策の強化
- 戦略的市場(タイ、シンガポール、ベトナム等)での認知度向上
- 欧米豪市場への広域連携によるアプローチ
- 海外サポーター(県人会等)等を活用したPR
- 現地セールスや旅行エージェント(旅行業者)・メディア等の招請・訪日教育旅行の誘致
- 国際航空路線網の維持・拡充や新規路線の開設、国際チャーター便の就航の促進

など

④ クルーズ船の誘致

本県の地理的優位性を生かし、クルーズ船の誘致活動等を推進し、クルーズ船を通じた交流人口の拡大を図ります。

施策の展開例

- 鹿児島本土のみならず、世界遺産を生かした自然豊かな離島も巡るクルーズ船の誘致促進(世界遺産クルーズの推進)
- 官民連携によるクルーズ船の受入環境・体制の整備
- 寄港地観光の広域化・高質化

など



マリポートかごしま

手旗で見送り

クルーズ船と浮棧橋



⑤ 相互交流の促進

経済、観光、文化等の発展・増進に広く寄与する国内外の交流を促進し、相互交流の充実に向けた取組を推進します。

施策の展開例

- 姉妹・友好交流等の促進
- 経済交流の促進
- 文化・スポーツ等の交流の促進
- 青少年交流の促進
- アジア地域との人的ネットワークの形成の促進
- 県内及び県域を越えた相互交流の促進
- 県民の観光旅行意欲の増進

など

3 オール鹿児島でのおもてなしの推進

本県を訪れる誰もが、安心・安全に快適な観光を満喫できるよう、親切で分かりやすい案内標識等の整備や情報提供、温かく迎え入れるホスピタリティ(心のこもったおもてなし)の向上など、オール鹿児島で観光客の受入体制の充実を図ります。

また、関係団体等との連携を図りながら、鹿児島の魅力を語れる人材や観光ボランティアガイドなど、「観光立県」の実現に寄与する担い手の育成を図ります。



いぶすき西郷どんガイド



観光牛車

① 全ての観光客がストレスなく快適に観光できる環境の整備

年齢、障害の有無、国籍、宗教等の違いを越え、全ての観光客が快適な観光を満喫できるよう、観光客の受入環境の整備を推進します。

また、誰もが安心・快適に移動できる観光地間の交通アクセスなどいつでもどこでも観光関連情報を得られる環境を整備し、観光客の利便性の向上を図ります。

施策の展開例

- 観光関係施設等のバリアフリー化やユニバーサルツーリズム^{※1}の促進
- 交通機関の接続の円滑化など観光客に配慮した取組の促進
- 観光客への的確な情報提供と誰にでも分かりやすい案内標識等の整備の促進
- 無料公衆無線LAN(無料Wi-Fi)^{※2}環境の整備の促進 など

※1 ユニバーサルツーリズム:すべての人が楽しめるよう創られ、高齢や障害等の有無にかかわらず、誰もが気兼ねなく参加できる旅行のこと。

※2 無料公衆無線LAN(無料Wi-Fi):無線LANを利用したインターネットへの接続を無料で提供するサービスのこと。



観光レトロ電車「かごでん」



観光周遊バス

② 外国人観光客の受入体制の整備

外国人観光客が快適に観光できるように、観光関連情報の多言語化やキャッシュレス決済の普及・啓発など受入体制の整備を図ります。

施策の展開例

- 交通標識や案内標識、案内板などの多言語対応の促進
- 主要な観光施設やホテルなど観光関係施設におけるキャッシュレス決済の普及・啓発及び公共交通機関へのキャッシュレス決済の導入促進
- 観光関係施設、ホテル、飲食店、医療機関等における多言語コールセンターの活用促進
- 多言語パンフレット等による外国人観光客向けの情報提供の促進
- 外国人観光客向けボランティア通訳ガイドの育成の促進
- 通訳案内士(地域通訳案内士制度によるものを含む。)の育成の促進
- イスラム教徒に対応したムスリム・フレンドリー施設^{※1}の整備の促進
- 「JNTO認定外国人案内所^{※2}」など外国人観光案内所等の整備の促進
- 鹿児島空港や鹿児島港などのCIQ^{※3}(税関、出入国審査及び検疫)体制の充実・強化促進
- 免税店の更なる充実促進
- 外国人観光客への災害時の防災情報等の提供 など

※1 ムスリム・フレンドリー:イスラム教徒の考え方に配慮し、食事や礼拝等の宗教的な要求を理解し、各々の施設が提供可能且つ適切なサービスでおもてなしすること。

※2 JNTO認定外国人案内所:受入に積極的、外国語対応が可能、対面式案内、外国語パンフレットの常備などの点から、外国人観光客に対応可能な案内所として、日本政府観光機構において登録される案内所。

※3 CIQ:税関(Customs)、出入国審査(Immigration)、検疫(Quarantine)を包括した略称であり、それぞれの英単語の頭文字からなる。

③ 観光を担う人材の育成・確保

魅力ある観光地づくりを支える組織や人材の育成・確保等を促進し、観光客へのサービスの向上を図ります。

施策の展開例

- 地域をコーディネートする担い手育成の促進
- 観光ボランティアガイドの組織化と研修の促進
- 観光従事者確保に向けた取組の促進
- 外国人観光客向けボランティア通訳ガイドの育成の促進
- 通訳案内士(地域通訳案内士制度によるものを含む。)の育成の促進
- 観光関係事業者等の資質向上に向けた取組の促進
- 歴史ガイド・エコツアーガイド育成等の促進 など

4 啓発・学習の推進

県民一人一人が観光への理解を深め、おもてなしの心を育み、県民総ぐるみで観光客を温かく迎える観光地づくりを推進します。

施策の展開例

- 観光の重要性や観光振興に関する県民の役割等の普及啓発
- 郷土の歴史、伝統、文化、自然環境等をテーマとした学習機会の充実
- 地域における魅力ある観光地づくりに向けた取組の促進 など



5 観光旅行の安全の確保

地域における防犯力・防災力を高める取組等を推進し、災害発生時など緊急時の観光客等への情報提供など、観光客等の安全を確保するまちづくりを進めます。

施策の展開例

- 安全・安心なまちづくりの推進
- 安心して楽しめる繁華街等の構築
- 観光客への災害時の防災情報等の提供 など

6 統計調査・研究

市場を意識したマーケティング戦略の観点から効果的な施策の展開を図るため、国の動向も見据えながら、観光統計調査等の整備・研究を進めます。

施策の展開例

- デジタルマーケティングの実施
- 本県観光の動向や観光消費の実態、観光客のニーズの把握
- 観光統計調査の整備・充実 など

1 推進体制

「観光立県かごしま」の実現には、県、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、様々な取組や活動に努めていくことが重要であり、地域においても、多様な業種との連携の下、ネットワークづくりを進め、幅広い産業や住民が一体となって、地域の特性を生かした魅力ある観光地づくりを進める必要があります。

また、県、市町村などの区域にとらわれず、観光客の動態や観光資源の特性を踏まえた共通のテーマ性を有し、一定の広がりを持ったエリアにおいて、それぞれの関係者が一体となって取り組む広域的な連携を強化していく必要があります。

このため、県としては、基本方針の趣旨や内容の周知を行うことにより、地域における主体的な取組や他の地域と連携した広域的な取組が展開されるよう努めるとともに、条例に基づく「鹿児島県観光立県推進会議」において、観光に関して優れた識見を有する各委員の意見等を踏まえながら、市町村、県民、観光関係事業者及び観光関係団体と一体となった取組を進め、基本方針に基づく施策を総合的かつ計画的に推進します。

(参考)「鹿児島県観光立県推進会議」(条例の関係条文抜粋)

第21条 観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県観光立県推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

(2) 知事の諮問に応じ、観光立県の実現に関する事項に関し、調査審議すること。

2 進行管理

条例に基づき、推進期間の中間年度を令和4年度、最終年度を令和6年度とし、それぞれの年度までの施策の実施状況及びその成果を取りまとめるとともに、これらを検証し、条例に基づく「鹿児島県観光立県推進会議」の意見を聴きながら、必要に応じて基本方針の見直しを行い、基本目標の実現を図ります。

(参考)条例第9条抜粋

第9条 知事は、基本方針に定められた期間の中間年度及び最終年度における観光立県の実現に関する施策の実施状況及びその成果を取りまとめ、県議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

参 考 資 料

目 次

○ 「鹿児島県観光振興基本方針」の策定経過	P34
○ 鹿児島県観光立県推進会議委員名簿	P35
○ 鹿児島県の観光客数等の状況	P36
1 国(観光庁)「宿泊旅行統計調査」における状況	P36
・ 都道府県別延べ宿泊者数(平成30年)	P36
・ 都道府県別外国人延べ宿泊者数(平成30年)	P36
2 鹿児島県「観光統計」等における本県の状況	P36
・ 観光消費額の推移	P36
・ 延べ宿泊者数の推移	P37
・ 外国人延べ宿泊者数の推移	P37
・ 国・地域別外国人延べ宿泊者の割合(平成30年)	P37
・ 教育旅行の受入状況	P37
・ スポーツ合宿の受入状況	P37
○ 観光立県かごしま県民条例(平成21年3月27日鹿児島県条例第9号)	P38

「鹿児島県観光振興基本方針」の策定経過

時 期	概 要
平成21年 4月 1日	観光立県かごしま県民条例施行 ※ 条例第8条により基本方針策定を規定
令和元年 7月30日	令和元年度第1回鹿児島県観光立県推進会議の開催 議題:基本方針(骨子案)
9月26日	令和元年第3回鹿児島県議会定例会における議論 (企画観光建設委員会:特定調査事項) 議題:基本方針(骨子案)
10月7日～11月6日	パブリック・コメントの実施(HP等で募集) 市町村・観光協会等からの意見聴取
令和2年 1月22日	諮問 (県知事→鹿児島県観光立県推進会議)
1月29日	令和元年度第2回鹿児島県観光立県推進会議の開催 議題:基本方針(案)について
2月 3日	答申 (鹿児島県観光立県推進会議→県知事)
2月20日	県議会(令和2年第1回定例会)への議案上程
3月24日	県議会議決、基本方針の公表

鹿児島県観光立県推進会議委員名簿

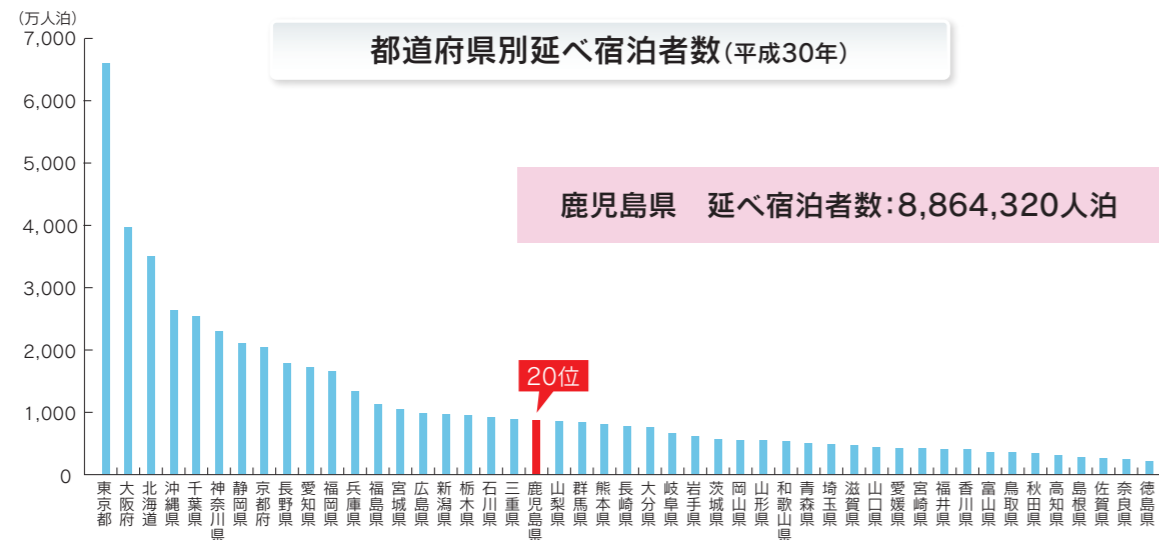
(敬称略・五十音順)

委員氏名	職 名	備 考
あり 有 村 青 子	指宿シーサイドホテル 女将	
おお 大 石 和 弘	九州旅客鉄道株式会社 鹿児島支社長	
か 加 藤 潤	穎娃おこそ会 観光リーダー	
かど 門 田 晶 子	合同会社Go! KAGOSHIMA 代表	
かみ 紙 屋 久美子	NPO法人eワーカーズかごしま 理事長	
き 木 方 十 根	鹿児島大学工学部 教授	
さい 齋 藤 由 香	エッセイスト	
ジェフリー・アイリッシュ	鹿児島国際大学経済学部 教授	
しま 島 津 公 保	鹿児島県教育委員会 委員	
なか 中 原 國 男	鹿児島県観光誘致促進協議会 会長	会 長
なか 中 村 朋 美	Office中村朋美 代表	
にい 新 崎 恭 史	株式会社日本政策投資銀行 南九州支店長	
にし 西 みやび	西みやび事務所 代表	
はま 浜 川 ゆかり	斯文堂株式会社 出版事業部 常務取締役	
はま 浜 本 奈 鼓	環境教育NPO法人くすの木自然館 代表理事	副会長
はら 原 口 泉	志学館大学人間関係学部 教授	
ひさ 久 留 ひろみ	NPO法人奄美食育食文化プロジェクト 理事長	
やま 山 崎 美智子	有限会社アイエス通訳システムズ 代表取締役	
やま 山 田 桂一郎	観光カリスマ(国土交通省)	
やま 山 元 紀 子	バレルバレー・プラハ&GEN 代表取締役社長	
計	20名	

委嘱期間 令和元年7月1日～令和3年6月30日

鹿児島県の観光客数等の状況

1 国(観光庁)「宿泊旅行統計調査」における状況



観光立県かごしま県民条例

〔平成21年3月27日〕
〔鹿児島県条例第9号〕

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 観光立県の実現に関する基本的施策(第8条—第20条)

第3章 鹿児島県観光立県推進会議(第21条—第27条)

附則

私たちのふるさと鹿児島県は、南北約600キロメートルに及ぶ広大な県土を有し、世界自然遺産である屋久島、我が国最初の国立公園である霧島、鹿児島湾に悠然と浮かぶ桜島、天然の砂蒸し温泉のある指宿や希少な野生動植物の宝庫である奄美の島々など、豊かな自然環境に恵まれている。また、我が国の南に位置し、上野原遺跡などが示すように先進的な縄文文化が栄え、鉄砲やキリスト教の伝来の地となるなど、古くからアジア地域をはじめとする諸外国とも積極的に交流を進めてきた。これらの交流により、開放的で親しみやすく進取の気性に富んだ人柄を生み、我が国の近代化の出発点である明治維新において中心的な役割を担った先人、優れた作家、画家などの芸術家を輩出してきた。さらに、多様な食文化や伝統がはぐくまれ、県民が誇りと愛着を持つ地域社会や歴史がつくられてきた。

観光産業は、宿泊業や旅行業のみならず、本県の基幹産業である農林水産業や運輸業、製造業その他の産業とも密接な関係を有する総合的な産業であり、観光の振興を図ることは、観光旅行者による消費の拡大などの直接的な効果にとどまらず、観光旅行者と地域の人々との交流、相互理解を促進し、地域における雇用の増大、地域経済の活性化、潤いのある豊かな生活環境の創造等にもつながるものである。

このため、私たちは、観光の振興を図ることで活力ある地域社会づくりに資する観光立県を目指して、豊かな自然環境、伝統や歴史を生かした観光に関する取組を進めてきたが、近年の人々のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした体験、本物志向といった観光旅行者の需要の高度化や少人数による観光旅行の増加のほか九州新幹線等の交通基盤の発達など観光をめぐる状況は大きく変化しており、これに適切に対応しつつ、観光立県を実現するためには、私たち県民一人一人が観光立県に対する理解を深め、その重要な担い手としての認識をはぐくむことが必要である。

ここに、県、市町村、県民、観光関係事業者等の共生と協働により、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、観光立県の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光関係事業者(観光に関する事業を営む者をいう。以下同じ。)及び観光関係団体(観光の振興を目的として、観光関係事業者、関係行政機関等が構成する団体をいう。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、観光立県の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会づくり、地域経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 観光立県の実現に関する施策は、すべての者が地域における創意工夫を生かした主体的な取組を行い、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ることが、県民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力ある地域社会の形成のため重要であるとの認識の下に講ぜられなければならない。
- 2 観光立県の実現に関する施策は、観光産業が多様な事業活動から構成され、地域経済において重要な役割を担っていることにかんがみ、県、市町村及び県民等(県民、観光関係事業者及び観光関係団体をいう。以下同じ。)の共生と協働(相互に特性や役割を認識し、及び尊重し合いながら、対等な立場で、協力することをいう。)により行われるよう講ぜられなければならない。
- 3 観光立県の実現に関する施策は、自然との共生に配慮されるとともに、地域の自然、景観、歴史、文化、食、伝統、歴史的風致その他の観光資源(以下「地域の観光資源」という。)が良好に保全され、積極的に活用及び創出されるよう講ぜられなければならない。
- 4 観光立県の実現に関する施策は、県民等が地域の観光資源に関する理解を深め、おもてなしの向上に努めるとともに、観光立県の実現の担い手となる人材の育成が図られるよう講ぜられなければならない。
- 5 観光立県の実現に関する施策は、高齢者、障がい者、外国人等すべての者が安心して快適に観光ができる環境が整備されるよう講ぜられなければならない。
- 6 観光立県の実現に関する施策は、市町村の区域又は県の区域を超えた広域的な取組が行われるとともに、県民等の相互交流の促進が図られるよう講ぜられなければならない。

(県の責務)

- 第3条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、市町村及び県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう総合調整及び必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

- 第4条 県民は、基本理念にのっとり、観光立県に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する観光の振興に関する取組に積極的に参画するよう努めるものとする。
- 2 県民は、地域の観光資源に関する理解を深めるとともに、おもてなしの心をもって観光旅行者を温かく迎えるよう努めるものとする。

(観光関係事業者の役割)

- 第5条 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて観光旅行者に対するサービスの向上に努めるとともに、地域における他の事業活動と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。
- 2 観光関係事業者は、基本理念にのっとり、地産地消(県内で生産される農畜産物、林産物又は水産物を県内で消費し、又は利用することをいう。次条第2項において同じ。)に取り組むよう努めるものとする。
- 3 観光関係事業者は、県又は市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

- 第6条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、業種の枠を超えた連携を図りながら、その事業活動を行うよう努めるものとする。

- 2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地産地消、観光に関する情報の発信、観光旅行者の誘致、受入れの体制の整備等に取り組むよう努めるものとする。
- 3 観光関係団体は、県又は市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村への要請及び支援)

- 第7条 県は、観光立県の実現における市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村に対し、その区域の特性に応じた観光の振興に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する観光立県の実現に関する施策に協力することを求めるものとする。
- 2 県は、市町村がその区域の特性に応じた観光の振興に関する施策を実施するために必要な助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

第2章 観光立県の実現に関する基本的施策

(観光立県の実現に関する基本方針)

- 第8条 知事は、観光立県の実現に関する主要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針を策定しなければならない。
- 2 基本方針は、観光立県の実現に関する主要な目標値及び実施する施策について定めるものとする。
 - 3 知事は、基本方針を策定しようとするときは、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。
 - 4 知事は、基本方針を策定しようとするときは、鹿児島県観光立県推進会議の意見を聴くとともに、県議会の議決を経なければならない。
 - 5 知事は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(施策の実施状況の報告等)

- 第9条 知事は、基本方針に定められた期間の中間年度及び最終年度における観光立県の実現に関する施策の実施状況及びその成果を取りまとめ、県議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(競争力の高い魅力ある観光地の形成)

- 第10条 県は、競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。
- (1) 市町村、観光関係事業者及び観光関係団体と連携した地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保に関する施策
 - (2) 地域の観光資源の保全、活用及び創出に関する施策
 - (3) 観光旅行者の来訪の促進に必要な宿泊施設、郷土料理の提供施設、地域特産物の販売施設、案内施設その他の観光に関する施設(次号において「観光関係施設」という。)、交通施設等の整備に関し必要な施策(次号に掲げる施策を除く。)
 - (4) 高齢者、障がい者、外国人等特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる観光関係施設、交通施設等の整備に関し必要な施策
 - (5) 観光旅行者の移動の利便の増進、情報通信技術を活用した観光旅行に関する情報の提供等に関する施策

(観光を担う人材の育成)

- 第11条 県は、観光立県の実現に寄与する人材の育成を図るため、観光に関する事業に従事する者及び観光に関する活動に携わるボランティアの知識及び能力の向上に関し必要な施策を講ずるものとする。

(外国人観光旅客の来訪の促進)

- 第12条 県は、アジア地域からの観光旅客をはじめとする外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、海外における観光宣伝活動の実施、県内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、通訳案内のサービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進等)

- 第13条 県は、観光旅行者の来訪の促進を図るため、地域の観光資源に関する広報活動及び観光旅行に関する情報の提供を行うものとする。
- 2 県は、市町村がその区域を超えて行う観光の振興に関する施策への取組を支援するとともに、県の区域を超えた広域的な観光の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(相互交流の促進)

- 第14条 県は、経済、文化、スポーツ等による国際相互交流並びに県内及び他の都道府県との間における相互交流を通じて、観光立県の実現を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

- 第15条 県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生の防止、安全で安心なまちづくり等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓等)

- 第16条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、エコツーリズム、グリーン・ツーリズム(主として都市の住民が余暇を利用して農山漁村に滞在しながら自然、文化、食等に関する知識及び理解を深めるための活動をいう。)、ヘルスツーリズム(優れた自然の風景地を訪れ、その地域の自然、温泉等を利用し、心身の健康を回復し、又は保持増進するための活動をいう。)その他の多様な観光旅行の普及等に必要な施策を講ずるものとする。
- 2 県は、スポーツキャンプ(スポーツに関する競技水準の向上を図るため計画的かつ継続的に行う合宿をいう。)、スポーツの競技会等の誘致を図るとともに、市町村及び県民等による誘致を促進するため、スポーツ施設等に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光地における環境の保全)

- 第17条 県は、観光地における環境の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に関する知識の普及、理解の増進等に必要な施策及び環境の保全に関する規制その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 観光旅行者は、県又は市町村が実施する観光地における環境の保全を図るための施策に協力するよう努めるものとする。

(啓発及び学習の推進)

- 第18条 県は、県民の観光に関する理解を深めるとともに、おもてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取組への参画を促進するため、啓発並びに学校教育及び社会教育における観光に関する学習の推進に努めるものとする。

(統計調査その他の調査及び研究)

- 第19条 県は、観光立県の実現に関する施策を効果的に推進するため、統計調査その他の必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

- 第20条 県は、観光立 県の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 鹿児島県観光立県推進会議

(推進会議)

- 第21条 観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県観光立県推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。
- 2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 基本方針に関し、第8条第4項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 知事の諮問に応じ、観光立県の実現に関する事項に関し、調査審議すること。

- 3 推進会議は、前項に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織等)

第22条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、観光に関して優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第23条 推進会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

- 第24条 推進会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
 - 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

- 第25条 推進会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決することができない。
 - 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第26条 推進会議の庶務は、PR・観光戦略部において処理する。
(平22条例13・平29条例7・一部改正)

(委任)

第27条 この章に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 観光審議会条例(昭和30年鹿児島県条例第34号)は、廃止する。
- 3 第8条の規定による基本方針は、この条例の施行の日からおおむね1年以内に策定されなければならない。
- 4 推進会議の委員の任命に当たっては、男女の多様な意見が適切に反映されるよう配慮するものとする。
- 5 この条例は、社会経済情勢の変化に対応して、観光立県の実現を図る観点から、適宜、適切な見直しを行うものとする。

附則(平成22年3月26日条例第13号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成29年3月24日条例第7号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

発行日 令和2年3月

発行 鹿児島県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県PR・観光戦略部観光課

TEL 099-286-2994

FAX 099-286-5580

鹿児島、南北600kmの恵み。



発行日 令和2年3月
発行 鹿児島県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
鹿児島県PR・観光戦略部観光課
TEL 099-286-2994 FAX 099-286-5580